

第1回理事会議事録

令和7年6月12日（木） 13:30～15:41

広島県PTA連合会事務局

（定数確認）

会則第39条により、理事の出席者数13名、委任状4名、計17名で、理事2分の1以上の出席となり、理事会は成立。

1 開会 会長挨拶

2 日程説明

10:00～ 三役会
13:30～ 理事会
15:00～ 委員会

座長（会長） 司会（工藤副会長） 記録（事務局） 議事録署名人（高田）（内河内）
※会則第40条

※会則第42条

資料 広島県PTA連合会会則

3 自己紹介並びに名簿の確認

（1）役員名簿の確認と自己紹介

名簿に誤りがないか確認してほしい。誤りがある場合は、県P事務局に申し出てほしい。
三役とは、会長・副会長・会計のことである。

（2）所属委員会について

理事は、全員、各委員会に所属する。

理事会終了後に、各委員会に分かれて活動していただき、次回理事会で委員会活動の報告・提案をしていただく。

（3）関係団体委員について

関係団体の委員一覧なので、確認しておいていただきたい。

主に三役の方が該当する。

（4）緊急連絡網

今後事業を行ううえで、大会等が当日中止等になった場合に、緊急時連絡網を活用することになる。その場合、県P理事が中心になって所属郡市P連内の参加者に連絡していただくことになるので、各郡市P連においても連絡網を作成していただくよう、所属郡市P連事務局と連携しておいていただきたい。

4 報告等

（1）令和8年度広島県PTA連合会事業・会議予定（案）

（結論）前回一致で承認

（2）各郡市P連送付 令和8年度会議等日程・研究大会参加依頼数と参加費徴集有無について

（結論）前回一致で承認

（3）渉外活動・旅費報告書及び旅費計算方法等

関係団体の会議に出席された場合には、旅費有無にかかわらず、10日以内に「渉外活動・旅費報告書」と会議資料を県P事務局に提出のうえ、直近の理事会で報告をしていただきたい。

「渉外活動・旅費報告書」は、その会議に出席したことが分かるように、協議した内容やPTAに関すること等記載していただきたい。

様式データが必要な場合は、メール送信するので県P事務局に申し出ていただく。

旅費は、当月分の渉外活動・旅費報告書が出揃ったら、翌月15日を目途にまとめて振り込む。

(4) 第73回日本PTA全国研究大会石川大会の参加案内

5/29 各郡市P連経由各単Pに案内済

郡市P連から県Pへの申込締切・参加費等振込期日は6月20日(金)である。

県P理事・監事が参加される場合も、所属郡市P連をとおして期日までに申込並びに参加費や旅行代金を振り込んでいただく。

(5) 第55回日本PTA中国ブロック研究大会広島市大会の参加案内

4/17 各郡市P連経由各単Pに案内済

① 今年の中国ブロック大会広島市大会は、例年とは大きく異なる点がある。

- ・ 参加者から参加費を徴収しない。各県が負担金として支払う。
- ・ 各郡市P連事務局において参加者を取りまとめる必要がない。参加者個人が大会HPから直接申込む。
- ・ 開催時期は、例年11月だが、今年は例外で8月2日開催。
- ・ 参加者は、例年中国ブロックPTA協議会に所属するPTA会員や教育関係者だが、今年は例外で、保護者同伴の小学5年生から中学3年生の児童・生徒も含む。
- ・ 現地参加される場合、タブレット・スマホ・PCいずれかを持参し、会場内のWi-Fi環境を利用できることが参加要件である。

② 参加方法

現地参加でもオンライン参加でもかまわない。強制参加ではない。

(6) その他

5 協議事項

(1) 経過報告・今後の予定

理事会の都度、会議資料に添付する。

(2) 各委員会報告

直近の報告書を、参考までに添付した。

- ・ 総務
- ・ 教育研修
- ・ 広報

(3) 理事会のあり方及び理事・監事の役割(総会要項会則)(説明事項)

理事会は、基本的に、毎月1回開催し、10時から三役会、13時30分から理事会、委員会を開催している。

理事がやむをえず欠席する場合、議決権はないが代理出席を認めているので、理事会で得た情報を所属郡市P連にきちんと伝えていただけるように連携をとっていただきたい。

毎回、理事会要項に次回理事会等の案内を添付しているため、理事が欠席される場合やWEB参加される場合は、案内の下にある出欠回答票の委任状欄に署名したものを県P事務局に提出していただきたい。

監事は、年4回の会計監査の他に、議決権はないが可能な限り理事会にも出席していただき、監査をするうえで、事業内容等を知っておいていただく。

理事の代理や監事は、オブザーバーであり、議決権はなく、議長から発言を許可された場合に発言できることを知っておいていただく。

(4) 令和7年度広島県PTA連合会 会長研修会 WEB配信のお知らせ(協議承認事項)

現在、講師に動画の確認をしていただいている。

編集作業が終わったら、配信日時を決めて、各郡市P連をとおして各単Pに知らせる。

会長研修会当日、県PのHPからオンデマンド配信を視聴できるようにするとアナウンスしていたが、視聴を会員限定にしたので、県PのHPからではなく、視聴アドレスを記載した文書をもって周知する。

(結論) 前回一致で、各郡市P連に配信のお知らせを送付することを承認

(5) 第51回広島県PTA研究大会 開催概要(案)(協議 一部決定事項)

①開催概要について

・現在決まっていることの確認と、県P副会長の役割を報告。

②大会宣言(決定済み)

報告。

(6) 令和8年度広島県PTA連合会 会長研修会並びに交流会開催要項(案) (協議・一部決定事項)
教育研修委員会で検討を進め、9月理事会までに講師選定の提案をする。

① グループディスカッションについて

今年度どおり、16:50までの60分間のままとする。

来年度は、研修会当日、分科会時のスタッフの動きを確認しておく。

分科会の分け方は、今年度どおりとする。

(7) 「楽しい子育て全国キャンペーン」三行詩について(確認事項)

7月3日(木)13時から、県P理事・監事が審査員になり審査を行い、小学生の部、中学生の部、一般の部について各5点を上限に選考する。

(8) 日P調査対象校の選定について(報告・一部決定必要事項)

今年度は、教育改革についての保護者の意識調査が実施される予定である。日本PTAからまだ依頼がきていないが、広島県Pではブロックの輪番を決めている。

今年の担当である東部①ブロックから、対象校を報告された。

(9) 日本PTA年次表彰式における被表彰候補者の推薦について(協議承認事項)

今年度は、例年の日本PTA会長表彰の団体と個人を推薦する。

① 団体表彰について

推薦する上限2団体は、県P功労者表彰受賞団体から選ぶことになっている。

今年の県P連功労者表彰受賞団体である4団体から推薦団体を協議

(結論) 次の2団体を挙手多数により承認。

・尾道市PTA連合会

・福山市立多治米小学校PTA

② 個人表彰について

(結論) 生田前副会長を推薦することを前回一致で承認。

(10) LINEアカウント・オープンチャットの開設について(承認事項)

(結論) 郡市P連経由各単位PTAに送付するお知らせ文書について、挙手多数により承認

6 連絡事項

(1) 広島県PTA団体保険支払実績表

今回は支払い報告なし。

(2) 7月理事会等の案内

次回理事会等の案内は、会議資料に添付する。理事・監事は、期日までに欠席回答していただきたい。あらためて別便で案内はしない。

監事は欠席回答だけでいいが、理事(会長・副会長・会計含む)が欠席される場合やWEB参加される場合は、委任状欄に署名をしていただいたものを期日までに県P事務局に提出していただきたい。

7 回覧

8 配布資料等

9 その他

10 閉会 (名古屋副会長) 挨拶